

宮崎市ひきこもり支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、ひきこもり支援のための体制を整備し、ひきこもり状態にある当事者やその家族を支援し、ひきこもり状態にある当事者の社会参加を促進し、当事者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1)名称: 宮崎市ひきこもり支援事業
- (2)場所: 宮崎市自立相談支援センター「これから」
- (3)内容: 別紙『宮崎市ひきこもり支援事業業務委託仕様書』のとおり
- (4)履行期間: 令和6年8月1日から令和8年3月31日まで
- (5)提案限度額 19,571,200円(消費税及び地方消費税を含む)

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様書を定め、見積書の提出を求めます。

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない法人が選定されるおそれがあることから、専門的な知識・経験を有する法人からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 プロポーザル方式及びその理由

広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5 業務スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1)公募開始日 | 令和6年5月2日(木) |
| (2)資格審査確認書(1次審査書類)の提出期限 | 令和6年5月22日(水) |
| (3)質問の締切日 | 令和6年5月29日(水) |
| (4)参加資格確認結果通知日 | 令和6年5月31日(金) |
| (5)企画提案書(2次審査書類)の提出期限 | 令和6年6月3日(月)～令和6年6月14日(金) |
| (6)プレゼンテーション | 令和6年6月28日(金) |
| (7)審査結果通知 | 令和6年7月3日(水) |
| (8)契約締結日 | 令和6年7月中旬 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6 委託見積の上限額

(1) 本業務の見積上限額

19,571,200円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(2) 年度毎の見積上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

令和6年度	7,510,800円
令和7年度	12,060,400円
合計	19,571,200円

※なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様書を定め、見積書の提出を求めます。

(3) 契約保証金

宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条の規定による。

7 事業担当課(各種書類の提出先)

【書類の提出先】

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市 福祉部 社会福祉第一課 自立就労支援係(第2庁舎2階)

担当: 児玉・中原(亜)

電話: 0985-27-1775(直通) ファクス: 0985-31-9663

メール: 10jiritsu@city.miyazaki.miyazaki.jp

8 応募資格

本事業への応募資格を有する者は次の各号に掲げる全ての要件を満たす宮崎市内に事業所又は営業所等を有する法人であって、当該事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人及び法人の代表者が、宮崎市税及び国税を滞納していないこと。
- (3) 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年2月7日告示第19号)及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年11月28日告示第198号)に基づく指名停止措置期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。いずれかの申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定がなされていること。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 法人の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。)に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいない

こと。

(7) 法人の代表者等が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

- ① 代表者等が暴力団関係者(宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する者。以下同じ。)である。
- ② 代表者等が暴力団関係者を使用している。
- ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えている。
- ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している。

※本市と宮崎県警察本部との間で締結した「宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された代表者等の名簿をもとに照会を行い、該当するか否かを確認します。

(8) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体に該当する者でないこと。

(9) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に該当する者でないこと。

9 実施要領・仕様書等の交付

(1) 交付期間

令和6年5月2日(木) ~ 令和6年5月22日(水)

(ただし、窓口交付は開庁日の午前8時30分~午後5時15分)

(2) 交付場所

前記7の事業担当課

※実施要領・仕様書等は、宮崎市ホームページからもダウンロードすることができます。

10 資格審査確認書類(1次審査書類)の提出

(1) 提出書類

当事業に応募される法人は次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けてください。

- ① 参加申込書《様式第1号》
- ② 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- ③ 法人の概要
- ④ 代表者等の氏名・住所等一覧表《様式第2号》
- ⑤ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)
(発行後3か月以内の原本)
- ⑥ 誓約書(兼承諾書)《様式第3号》
- ⑦ 法人の宮崎市税及び国税の滞納無(未納税額のない)証明書(納税義務がない場合は提出不要)

(2) 提出期間

令和6年5月2日(木) ~ 令和6年5月22日(水)

(持参の場合は、開庁日の午前8時30分~午後5時15分)

(3) 提出場所

前記7の事業担当課

(4) 提出方法

① 持参の場合

令和6年5月22日(水)午後5時15分までに持参

② 郵送の場合

配達証明付き書留郵便にて令和6年5月22日(水)までに必着

※郵送にて提出した場合は、担当(中原(亜))まで必ず提出確認のため電話連絡を行ってください。

(5) 留意事項

提出期限までに上記(1)の書類を提出しなかった法人は、企画提案書を提出することができません。

11 実施要領・仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

実施要領・仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和6年5月2日(木) ~ 令和6年5月29日(水)

② 提出方法

質問書《様式第4号》に記入の上、前記7の事業担当課宛にファクス又は電子メールに添付して提出ください。電子メールの場合、タイトルは「【公募事業質問】〇〇(法人名)」としてください。(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

(2) 質問に対する回答

本市のホームページに随時掲載し、個別には回答しません。

12 参加資格(一次審査)確認結果の結果通知

参加資格の審査結果について、参加業者に対し「参加資格要件確認結果通知書」を送付します。

13 企画提案書(二次審査書類)の提出

前記10のとおり資格審査確認書を提出された法人(以下「提案事業者」という。)は、下記(5)「企画提案書記載事項」を参考に企画提案書を作成し、ご提出ください。

(1) 提出書類

企画提案書10部(正本1部・副本9部)

(正本1部には提案事業者名を記載すること。副本9部については、提案事業者名や提案事業者が類推・特定できる部分を消して作成すること。なお、業務従事者等の個人名は記載しないこと。)

(2) 提出期間

令和6年6月3日(月) ~ 令和6年6月14日(金)

(持参の場合は、開庁日の午前8時30分~午後5時15分)

(3) 提出場所

前記7の事業担当課

(4) 提出方法

① 持参の場合

令和6年6月14日(金)午後5時15分まで

② 郵送の場合

配達証明付き書留郵便にて令和6年6月14日(金)までに必着

③ 電子データの場合

令和6年6月14日(金)午後5時15分までに下記メールアドレスにPDFデータにて送付

【メールアドレス: 10jiritsu@city.miyazaki.miyazaki.jp】

※郵送・電子データにて提出した場合は、担当(中原(亜))まで必ず提出確認のため電話連絡を行ってください。

(5) 企画提案書記載事項

別紙「宮崎市ひきこもり支援事業 業務委託仕様書」に基づき、創意工夫ある提案を求めるものとします。

なお、企画提案書は縦A4版・横書きで記載することとします。記載事項として、以下の①～④は必須とします。

① 基本的な方針について

- ・事業に関する基本的な方針、提案内容の特徴
- ・支援対象者との信頼関係構築のためのプロセスや手法について
- ・本市の職員や本市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」、「生活困窮者等就労準備支援事業」、「子どもの居場所づくり事業」「生活困窮者等家計改善支援事業」との連携等について
- ・ひきこもり支援事業についての広報、周知方法

② 組織体制・運営体制

- ・本事業の運営体制(指揮系統、責任体制、委託契約や経理事務を担当する体制を含む)及び法人内のバックアップ体制。
- ・これまで、国・地方公共団体等から受託した類似業務の契約実績、その他独自で取り組んでいる類似業務での実績等。
- ・情報セキュリティ基本方針、支援の個人情報適切に管理する体制及び方法等。
- ・支援員の資質向上への取組みについて
- ・従事者の経験年数やこれまでの実績及び資格等(資格要件は以下のとおり)

・常勤の相談支援員(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者、または、これらの有資格者と同等※の相談業務等を行うことができる者)

を2人以上配置し、その内1人はひきこもり支援コーディネーターとする。

(※同等とは市区町村・福祉施設・医療機関・学校・フリースクール等にて過去1年以上、支援の経験がある者とする)

③ 業務内容

- ・ひきこもり状態にある当事者やその家族への支援について、十分な知識や経験を有する支援員が、寄り添った相談を行う方法について

・当事者やその家族の意思を確認しながら、信頼関係を構築し、「繋がり続ける支援」を行うことについて

・支援の行き詰まりや、困難ケース時には、協議のできるような庁内外のネットワークを日頃から構築し、ケース会議等で連携しながら長期にわたる支援を行っていくことについて

④積算見積

・人件費や諸経費等の積算の内訳・根拠

(6) 企画提案書が無効になる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

- ・企画提案書等提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・前記6に示す委託見積の上限額を超える提案
- ・提出期間内に所定の書類を提出しなかった場合
- ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合

(7) 提出後の辞退

参加申込書の提出後、本公募への参加を辞退する場合は、「辞退届」《様式第5号》に提案事業者の事業所の所在地、法人名、代表者の職・氏名を記載の上、1部提出してください。

(8) その他

- ・企画提案書は、1者につき1案とします。
- ・企画提案に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・提出期限後の提案書の提出、提案書の差し替え、再提出は認めません。ただし、市から指示があった場合を除きます。
- ・提出された企画提案書等は、参加資格の確認及び受託候補者の選定以外の目的で、提案事業者が無断で使用することはありません。
- ・採用された企画提案書等は、宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)に基づく公文書公開請求の対象となる場合があります。

14 審査の方法及び選考基準等

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、業者選定のために組織されたメンバーで構成する選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会に出席した委員の過半数によって優先交渉権者を選定します。

また、次点交渉権者も併せて選定します。ただし、選定委員の合計得点が239点未満(399点満点)である場合は、優先交渉権者として選定しないものとします。

企画提案者が、1者のみであっても、プレゼンテーション審査を実施し、239点未満の場合は、優先交渉権者として選定しないものとします。

プレゼンテーションの実施は令和6年6月28日(金)を予定していますが、詳細は応募事業者に別途通知します。

また、説明時間は質疑応答を含め30分程度(プレゼン 20分、質疑応答5～10分)を予定しており、プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとします。

(2) 選考基準

採点項目		評点
①基本方針について(18点)	業務目的及び仕様内容を理解した基本方針が策定されているか。	5点
	当事者や家族の意思を確認しながら支援を行い、信頼関係構築を図るためのプロセスや手法が示されているか。	5点
	本市や本市が実施する他事業、県や他の支援団体との連携について、具体的な方針や取組みが考えられているか。	5点
	広報・周知方法が示されているか。	3点
②組織体制・運営体制(16点)	提案事業者が業務実施に必要な組織体制・運営体制及び支援員のスキルアップ支援体制を有しているか。	5点
	提案事業者の類似業務での実績はどの程度あるか	3点
	情報セキュリティ、個人情報保護への取組みは十分か。	3点
	類似の相談や支援の経験年数があり、当該業務に関連した資格や講習受講歴等を有した支援員の従事としているか。	5点
③業務内容(20点)	家族や当事者と繋がり続ける支援についての具体的な方法について提示されているか。	5点
	居場所の提供や当事者会・家族会の開催について、具体的な取組みについて提示されているか。	5点
	支援の行き詰まりや、困難ケースを想定し、ネットワークを構築・活用する方法やケース会議の開催、連携方法について提示されているか。	5点
	ひきこもり当事者及び家族への支援について理解し、知識が豊富であるか。	5点
④積算見積書	業務内容に対して積算内訳が適切であるか。	3点
合 計		57点

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 正当な理由なくプレゼンテーション開始時間までに来庁しなかった場合
- ② 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合。

15 選考結果通知と契約締結

(1) 選考結果の通知

全ての提案事業者に対して、文書によりお知らせします。また、選考結果通知日の翌営業日以降に、選考結果(優先交渉権者の名称及び点数、優先交渉権者以外の点数)を本市のホームページに公表します。

(2) 委託契約の締結

- ①委託契約締結にあたっては、地方自治法や宮崎市財務規則をはじめとする諸規定に基づいて契約書を作成の上、契約を締結します。
- ②契約については、事前に委託内容・委託料等について協議のうえ、随意契約により締結することとします。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとします。
- ③契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務委託の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。

16 留意事項

- (1)本事業は国の交付金を活用した補助事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があります。
- (2)本事業の取組みや成果については、広報紙など宮崎市の各種広報媒体で公開する場合があります。

附 則

この要領は、令和6年5月2日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。